

金を、提携保証会社がテナントに代わって定額保証するプランを始めた。同社によると、鹿児島県内では初めて。

一般のテナント契約では、敷金を契約時に賃料の数カ月分払う必要がある。高額になるケースが多く、新規出店を考える事業者には大きな負担となる。

**テナント敷金  
定額保証開始  
ヒューマン・クレスト  
不動産・店舗開発の  
ヒューマン・クレスト  
(鹿児島市)は、テナ  
ントが家主に納める敷**

ヒューマン社が扱う契約プランでは、保証会社が50万円、100万円、150万円、200万円の定額制で、家主に対して敷金を保証する。テナントは残りの金額を家主に納

め、保証会社には保証額の1割を年間保証料として支払う。連帯保証人は必要ない。

テナントの初期投資が抑えられ、家主にもリスク軽減、入居の可能性が高まるなどのメリットがあるという。  
ヒューマン・クレスト  
|| 099 (227) 3  
030。